

地下水汚染を防止するため、水質汚濁防止法が改正されます！ (平成 24 年 6 月 1 日施行)

近年工場等設備の老朽化、不適切な作業を原因とする有害物質の漏えいによる地下水汚染が確認されています。

このため、地下水汚染を防止するため水質汚濁防止法が改正され、平成 24 年 6 月から施行されます。主な改正内容は、以下の 2 点です。

- ①工場・事業場に有害物質の貯蔵施設がある場合は、保健所（松江市内にある場合は、松江市役所）に届け出なければなりません。
- ②有害物質を使用又は貯蔵等する施設に対し、施設の構造・使用方法等について基準が設けられ、設置者はそれを順守しなければなりません。また、施設の定期点検を実施し、その結果を記録・保存しなければなりません。

①有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置者の届出

有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置者は、施設の構造等について事前に届け出なければなりません。

※有害物質：以下の 26 物質をいいます。

- ①カドミウム及びその化合物、②シアン化合物、③有機りん化合物、④鉛及びその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒素及びその化合物、⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧ポリ塩化ビフェニル（PCB）、⑨トリクロロエチレン、⑩テトラクロロエチレン、⑪ジクロロメタン、⑫四塩化炭素、⑬1,2-ジクロロエタン、⑭1,1-ジクロロエチレン、⑮シス-1,2-ジクロロエチレン、⑯1,1,1-トリクロロエタン、⑰1,1,2-トリクロロエタン、⑱1,3-ジクロロプロペン、⑲チウラム、⑳シマジン、㉑チオベンカルブ、㉒ベンゼン、㉓セレン及びその化合物、㉔ほう素及びその化合物、㉕ふっ素及びその化合物、㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

※法施行時（H24.6.1）に既に施設を設置している事業者は、法施行後 30 日以内に届け出る必要があります。

※ドラム缶、一斗缶のように、移動可能なものは対象外です。

※不純物として有害物質を含むが、有害物質そのものを貯蔵することを目的としないものは、対象外です。（例：ガソリンタンク（ベンゼン（有害物質）が不純物として含まれているが、ベンゼンそのものを貯蔵することが目的でない）



②有害物質を使用又は貯蔵等する施設の構造・使用の方法に関する基準の創設・

定期点検の実施及び記録の保存

(1) 構造・使用に関する基準について

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

なお、構造基準を満たさない施設は、施設の改善等を命じられることがあります。

【基準の適用範囲】

- ①施設本体 ②施設の床面及び周囲
③配管等 ④排水溝等 ⑤地下貯蔵設備

【構造基準】

有害物質を含む水の地下浸透・施設外への流出を防止し、仮に漏えいがあった場合にそれが確認できる構造にすること…等

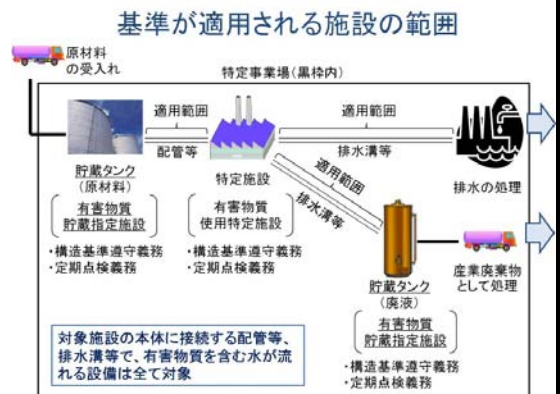
(材質の指定、漏えい防止のための防液堤等の設置…等)

【使用方法の基準】

飛散・流出しないよう適切な方法での作業の実施、管理要領の策定…等

※既設の施設に対しては、法施行から3年間は基準の適用猶予等の経過措置が設けられます。

(詳細は下記までお問い合わせください。)



(2) 定期点検の実施及び記録の保存について

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の破損等による漏えいの未然防止・作業ミスによる漏えいを防止するため、施設の構造等について定期に点検し、その結果を記録し3年間保存しなければなりません。



【点検・記録の内容】

目視点検、漏えい検知設備による点検、気密試験による漏えいの有無の点検…等

※経過措置により構造等に関する基準が適用されない事業場も、定期に点検を行い、その結果を記録・保存しなければなりません。

※施設に異常が確認された場合は必要な措置を講じた上で、その内容を記録しなければなりません。

※施設によって点検頻度、点検項目が異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

・問い合わせ先

機関名	管轄地域	電話番号
島根県松江保健所	安来市	0852-23-1318
島根県雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-42-9671
島根県出雲保健所	出雲市	0853-21-1197
島根県県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9809
島根県浜田保健所	江津市、浜田市	0855-29-5560
島根県益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-31-9553
島根県隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9715
島根県環境政策課		0852-22-5562
松江市環境保全課	松江市	0852-55-5274

(島根県ホームページにも改正に関する情報を掲載しています！(http://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/mizu))